

越子育第41-1号
令和2年(2020年)4月14日

保育施設に児童が在籍する
保護者の勤務先事業者の事業主様

越谷市長 高橋 努

埼玉県知事の緊急事態措置の実施に伴う保育施設の登園自粛の対応
について

日頃から本市の行政に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて令和2年(2020年)4月7日に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づく「緊急事態宣言」が発令され、対象区域に埼玉県が含まれたところでは、

埼玉県知事からは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、不要不急な外出について広く自粛を要請されております。

本市の保育施設(保育所・認定こども園・地域型保育事業・こしがや「プラス保育」幼稚園)につきましては、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、感染の予防に留意した上で原則開園を厚生労働省等から求められていることを踏まえ、現段階では臨時休園の措置を執っておりません。一方で、保育施設は、その性格上、子ども達が密集・密接する状況が生じやすい環境にあるため、本市では、感染拡大を防止する観点から、保護者に対し、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方の子ども等の保育が必要な場合を除き、保育施設の登園を控えることを強く求め、家庭での保育をお願いしています。

事業者の皆様におかれましては、こうした点を踏まえ、緊急事態宣言が発令されている令和2年(2020年)5月6日まで、保育施設に児童を預けて働いている保護者の勤務について、在宅勤務や自宅待機などの特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

越谷市子ども家庭部子ども育成課

〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

電話 048-963-9167 (直通)